

議案第165号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表鉄道整備事業基金の項中「新駅設置」の次に「及び駅改良」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

鉄道整備事業基金の設置の目的を拡充し、駅改良の資金に充てるため、この条例を制定するものである。